

令和3年度第2回三鷹市民のくらしを守る会議 会議録

●開催日

令和4年3月 29 日(火曜日) 午前 10 時 30 分から正午まで

●会 場

オンライン

予備会場 三鷹市消費者活動センター

●出席委員

加藤良子委員、倉林千佳子委員、羽田野菜緒子委員、金川文彦委員、佐久本裕喜委員、近藤孝委員、星野浩伸委員、松井孝太委員、村千鶴子委員、池見浩委員、吉澤智津委員、山口淳介委員 計 12 人(名簿順)

●欠席委員

藤居武委員、川口大志委員、関口博行委員、斉藤学委員、両角達也委員、田原なるみ委員 計 6 人(名簿順)

●傍聴人

なし

I 開会

【出席委員数報告】

委員 18 人中 12 人出席

三鷹市市民のくらしを守る条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、過半数以上の委員の出席要件を充足しており、会議は成立。

【会議の公開及び傍聴人の決定並びに会議録の作成】

本会議、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例第3条」の規定に基づき原則公開とする。傍聴人については、3月4日から3月 18 日まで市のホームページ等で周知したが、希望者はなかった。本会議録を作成し、三鷹市ホームページで公開する。会議録署名委員については、加藤委員と星野委員を指名する。

II 議題

1 報告事項

(1) 令和3年度「成年年齢引き下げ」を踏まえた若者への消費者被害防止対策について

<事務局より説明>

資料1 令和3年度「成年年齢引き下げ」を踏まえた若者への消費者被害防止対策について

意見・質問なし

(2) 令和3年度第1回意見交換会について(意見集約)

<事務局より説明>

資料2 令和3年度三鷹市市民のくらしを守る会議 第1回意見交換会について(意見集約)
意見・質問なし

(3) 令和3年度消費者被害防止等の啓発品配布実績について

<事務局より説明>

資料3 令和3年度消費者被害防止等の啓発品配布実績について

委員

令和4年1月に行った消費者被害防止等の啓発品の配布は、令和3年6月の配布数を上回っているが、6月の配置分はすぐに配布数がなくなったのか。

事務局

啓発品の評判が良く、配布数が速やかになくなったこと配布先に確認しており、令和4年1月分の配布増につながっている。

会長

杏林大学でも、新入生向けに消費者被害防止の啓発品を配布する予定である。

(4) 催眠商法系店舗への対策等について

<事務局より説明>

資料4 催眠商法系店舗への対策等について

委員

催眠商法系店舗への注意喚起のチラシを近所の人に渡した。その際、「また催眠商法系店舗の出店ですか、気をつけますね。」という言葉をいただいた。これからも近所の人と声を掛け合っていきたいと思う。このような取り組みを続けることで、三鷹から消費者被害を発生させないようにしたい。

委員

催眠商法系店舗への対策として一番大切なことは、不本意な契約をしたときに、消費者活動センターに相談できることを周知することだ。今回、事務局は十分な対策はしているのではないかと思う。

2 協議事項

令和4年度消費者被害防止キャンペーンの実施方法と啓発品について

<事務局より説明>

資料5 消費者被害防止キャンペーンの実施方法と啓発品について

委員

今年度の啓発品の配布はかなり頑張っているように思う。もし公共施設以外での新たな啓発品の配布先として加えるとすれば、銀行が良いのではないかと思う。新成年が情報商材等にひっかかりATMでお金を引き出す場面などで、啓発ができれば良いのではないか。

委員

若者は、あまり銀行の店舗は利用していないように思う。ネットバンキングやATMの場合は、コンビニ利用が多いようだ。

学生ローンなど借金をさせる悪質商法の場合には、スマホに借り入れのためのアプリをインストールさせ、借金の申し込み手続きをさせる。貸金業者は、貸付金を銀行口座に振り込む仕組みだ。若者は、最寄りのコンビニで振り込まれた金を引き出し、悪質業者に手渡しすることが増えている。

銀行への啓発品の配布は、高齢者の消費者被害防止対策としては有効だと思うが、若者の消費者被害防止対策としては、コンビニへの啓発品の配布が有効ではないだろうか。たとえば、コンビニの協力が得られるようなら、大学などに出没している学生に身近なコンビニなどから始めてはどうか。

コンビニは、高齢者も利用していることなどを踏まえて、公共施設以外では、啓発品を置いてもらうように要請する価値はあると思う。

委員

最近、高額なプリペイドカードを買った詐欺などを、コンビニ店舗の店員が阻止している。コンビニ業界は、フランチャイズなので、各店舗の理解がないと啓発品も活用されない可能性が高い。啓発品を配布するに当たっては、配布の趣旨・背景をしっかりと店舗に説明することが大切だ。また、ウェットティッシュであればノベルティグッズとして活用できるかもしれない。対応については、三鷹地区の統括責任者と話をしてみたい。

事務局

三鷹地区の代表者の方々との打合せの結果を、後日教えていただきたい。

3 意見交換

「成年年齢引き下げ」を踏まえた若者の消費者被害防止対策について
＜事務局より説明＞

委員

事務局は、各方面に対して「成年年齢引き下げ」の広報をしている。できれば令和4年度は、消費者相談を受けたときに、広報みたか、消費者ホットライン188（いやや）、啓発用ウェットティッシュ等、どの認知媒体を通して相談があったか、確認するのが良いのではないかと。

事務局

取り組んでみたい。生活経済課内の別の窓口でも、同様のアンケートを行っている。

委員

高額な契約を18歳からできるのは心配だ。小さい頃から、イベントやお祭りなどを通じて子どもたちに教育をするのが大切だ。

事務局

小学校での消費者教育では、市内の公立小学校の5年生に消費者相談員が出前授業を行っている。家庭科の授業でも、同様の内容を教育課程に位置付けている。三鷹市でも、多世代交流センター等で、周知啓発できないか等を検討している段階である。

委員

対象年齢の子ども向けの情報発信がメインであるが、保護者に向けた情報提供も必要でないか。

委員

保護者会などに出向いて情報提供するほか、チラシを置くなど、保護者の目につく場所で情報提供をするのが良いのではないかと。

事務局

保護者会に市が出向くのは難しいが、チラシだけでも置ければいいと思う。今後の検討課題として議論したい。

委員

私は、音楽財団で子どものための音楽活動をしているが、子どもや親がスマホを使っている時間が長いということが分かり、アプリを開発した。もしかすると、子どもがアクセスするアプリやユーチューブについては、工夫次第で安く作成ができるかもしれない。

会長

大学で子育て支援を考える授業がある。学生が各自治体に調査すると、自治体がアプリを作っているケースがある。三鷹市では同様なケースがあるか。

事務局

三鷹市では、汎用性のあるツイッターや専用サイトを作成している。アプリも魅力的であるが、アプリ自体をインストールしない人もいるなど課題もあるように思う。

委員

成年年齢引き下げについては、国全体で周知しているので、三鷹市の高校生や大学生が何を不安に思っているのか、アンケートを取るのはいかがでしょうか。

会長

私も大学で、若者と直接話す機会があるので、学生に聞くなどして、会議でフィードバックしていきたい。

事務局

成年年齢引き下げについては、全国的に周知されているので、三鷹市において何ができるか考えていくのもいいかもしれない。地域で市民活動する方々と手を組んでいく可能性もある。

委員

過去に国際基督教大学において、消費者教育の授業に参加をしたが、学生が内容を「自分事」として考えていた。大学は色々な地方から学生がくるので、大学において新入生向けに消費者教育をすることも大切ではないかと思う。

会長

大学では、学生向けにライフプランニングをしているので、更に力をいれていく必要があると感じた。

委員

三鷹商工会から、加盟店舗に対してアプローチすることは可能だと思う。また、事業主から従業員の若者に対して声かけや教育ができると思う。お手伝いできることがあればお声がけいただきたい。

事務局

商工ニュース(商工 NEWS 三鷹)などを通じて、情報提供をさせていただきたい。

委員

改正民法の施行を目前に控えた、東京都の直前の取り組みを報告する。東京暮らしWEBで、特設ページを開設、広報東京都4月号に記事掲載、さらに多摩消費生活センターでは、啓発パネルを作成したので活用して欲しい。

委員

成年年齢引き下げがテーマになっているので、追加で情報提供する。民法改正後もお酒とたばこは20歳からとなっているため、コンビニでも売り場の表示を変更し、間違えて購入しないように整えている。

Ⅲ その他

会長

以上をもって、令和3年度第2回三鷹市市民の暮らしを守る会議を閉会する。